

宇 個 審 答 申 第 5 号  
平成 1 4 年 1 2 月 1 7 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 初 宿 正 典

宇治市個人情報保護条例の改正について（答申）

平成 1 3 年 4 月 2 7 日付け 1 3 宇企情第 8 号により諮問のあった件について、次の  
とおり答申する。

## 答 申

### 1 個人情報にかかる権利利益の特殊性

個人情報は個々人の人格に密接に関わるものであることから、その不適正な取扱いが個人の権利利益を著しく損なうおそれがあり、しかも、いったん損なわれればその回復は極めて困難である。

近年の情報技術の発達は、情報を瞬時かつ大量に取り扱うこと、劣化させずに複製を繰り返すことを可能にし、また、加工・蓄積・編集による情報の操作を容易にした。これにより個人情報が極めて広範囲に伝播され、さらに、長期間の保存を行い得る環境にある。

このことは、情報化の進展に対応した個人情報保護のための対策をとらなければ、取り返しのつかない損害を個人に与えるおそれがあることを意味している。

### 2 個人情報保護に対する意識の高まり

最近、情報システムからの個人情報の漏洩事件が多方面で頻発しており、また、住民基本台帳ネットワーク導入問題等をめぐる議論を見ても、個人情報の保護に対する国民の意識は急速な高まりを見せている。

とくに宇治市においては、平成11年に「住民情報流出事件」が明らかになった経緯があり、個人情報保護に関する施策についてはとりわけ注目される立場にある。

### 3 個人情報保護制度の現状

平成14年4月1日現在、全地方公共団体の80.1パーセント(2,633団体)が条例、要綱等で個人情報の保護対策を講じている。しかし、このうちで総合的な個人情報保護条例を制定している団体は1,290団体でしかなく、さらに罰則を設けている団体は204団体ときわめて少ない。

現在の法制度では、情報の窃取だけでは窃盗等の刑事法上の犯罪とはならず、また、広く個人情報又は個人の秘密についてその窃取又は漏出を罰する法律も存在しないため、地方税法等の個別法に規定のある場合でなければ罰則の適用は期待できない。さらに、ひとたび漏出した個人情報の回収及びその流通を阻止するための法制度も存在しないのが現状である。

平成14年10月現在、国会では個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等が継続審議となっている。しかし、これらの個人情報保護法制が整備されたとしても、上記の問題がすぐに解決するわけではない。

#### 4 個人情報保護に係る市の責務

個人情報の不適正な取扱い等に係る規制は、一地方公共団体の問題ではなく国において解決すべき問題であるとの考え方も十分ありうるところである。しかし、大量の個人情報を保有し、その管理について住民に対して直接責任を負う地方公共団体の責務を考えれば、むしろ地方公共団体は積極的に実効性のある個人情報保護制度の確立に取り組むべきである。

#### 5 精神的自由権への配慮

国会における個人情報の保護に関する法律の制定をめぐる議論の中で、表現の自由を中心とする精神的自由権との関係が大きな問題となっている。

表現の自由を中心とする精神活動の自由は、民主制の必須の前提条件である。

したがって、個人情報保護制度を確立する際には、自由な思想形成や自由な言論活動を不当に侵害することがないように特に慎重に配慮しなければならない。

#### 6 実効性のある個人情報保護制度

情報化の進展に伴って個人情報の流出事件が多発しているという現状の下で、また特に、住民情報流出事件を経験した宇治市としては、個人情報の漏出による市民の権利利益の侵害を予防すること、また万一侵害された場合にはその権利利益を回復することが強く求められる。

それを担保する手段として、関係者への協力要請等をするのみでは、即時性及び実効性等の観点からみて不十分と言わざるを得ず、むしろ命令・刑罰によることが必要である。

予防の方法としては、宇治市の保有する個人情報の不正な記録、不正に記録された個人情報の複製、譲り受け、所持、譲り渡しの行為を禁止し、それらの行為を行った者に対して刑罰を科すことにより、違法行為を抑止することが必要である。

回復の方法としては、上記の違法行為を行った者に対して、当該違法行為の中止命令及び中止を確保するための措置命令を、また個人情報不正に記録された媒体の提出命令及び回収命令を発することにより、市民の権利利益が侵害されている状態からの回復を図ることが必要である。上記の命令を有効に行うためには、行政が事実の調査を行う権限を有すべきである。また、命令及び事実の調査の実効性を担保するためには、命令に違反した者及び調査を拒否又は妨害した者に対して刑罰を科すことができるものとすべきである。

もとより、この結果として、行政は強力な権限を有することになることから、恣意的な権限の行使を防止するため、事実の公表や審議会への諮問・報告などの抑止

策を併せて制定するべきである。

## 7 区域外への適用

上述したような情報化の進展によって、個人情報、一の地方公共団体の区域にかかわらず流通する性質を持つのは明らかである。また住民情報流出事件で経験したように、実際に記録・複製・蓄積・編集・加工等の情報処理もまた、区域にかかわらず行われている。

このことからすれば、本条例の適用が宇治市域内のみに限られるのでは、住民の権利利益を保護するという目的を十分に達することはできない。

したがって、宇治市域外で行われた行為であっても、これに本条例の適用ができるようにすべきである。

## 8 刑罰の程度

近時の個人情報の保護に係る刑罰の動向は、住民基本台帳法における本人確認情報の保護に係る刑罰規定に見られるように、個人情報の保護の実効性を確保するために、従前より強化（重罰化）される方向にある。

こうした状況を踏まえ、刑罰については罰金刑のみならず懲役刑も含めることとし、行為の態様によっては、地方自治法第14条第3項に規定する刑罰の上限まで重くすることが妥当である。